

第 1 号様式

審議會等一覽

作成年月日：令和8年4月1日

1 審議会等名称	大磯町スポーツ推進審議会
2 根拠法令等	スポーツ基本法 大磯町附属機関の設置に関する条例 大磯町スポーツ推進審議会規則
3 設置年月日	平成23年11月30日
4 所掌事務	(1) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第35条に規定する諮問等に関すること。 (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。 (3) スポーツ指導者の養成及びその資質の向上に関すること。 (4) スポーツに関する事業の実施及び奨励に関すること。 (5) スポーツ団体の育成に関すること。 (6) スポーツによる事故の防止に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
5 事務主管課	町民福祉部 スポーツ健康課

[illegible]